

「視察報告会開催に関する申し合わせ」

1 目的

当該申し合わせは、議会独自の取組として各議員が主体となって視察報告会を開催するにあたり、その運営を円滑に行うためのルールを定めることを目的とする。

2 視察報告会の開催

- ① 視察報告会は、各年度において実施した委員会視察について、開催することとする。
- ② 開催の日時については、議会運営委員会において決定する。

3 視察報告の対象

視察報告会の対象委員会は、総務常任委員会、経済建設常任委員会、文教福祉常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会とする。

4 視察報告会の運営

- ① 視察報告会は議場において開催し、報告者は当局側答弁台を使用し報告を行う。
- ② 報告者は、対象委員会においてそれぞれ選出する。
- ③ 報告は、総務常任委員会、経済建設常任委員会、文教福祉常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の順に行う。
- ④ 報告は、大型スクリーンに資料等を映写しながら行う。
- ⑤ 報告者の持ち時間は 1 視察先につき 10 分程度とする。
- ⑥ 視察報告会の進行は議会事務局長が行う。

5 報告会資料

- ① 報告者が使用する資料は、対象委員会において準備することとし、視察先から入手した既存の資料を活用するとともに、図や写真等、可視化に適した資料の選択に配慮すること。
- ② 報告会資料については、議会事務局が取りまとめタブレット端末に掲載する。

6 その他

上記のほか、視察報告会の開催にあたって必要な事項については、議会運営委員会において調整の上、議会全体に周知を図ることとする。